

2026 年度日本学生支援機構 海外留学支援制度（協定派遣）奨学金について

1 概要

日本学生支援機構から、交換留学の更なる拡大と質的向上を目的とした「海外留学支援制度（協定派遣）」に本プログラムが採択されたことにより、2026 年度開始の交換留学プログラムの参加者を対象に、奨学金を支給する。奨学金には人数枠がある為、支給にあたっては選考を行い、経済的理由により自己負担のみでの留学プログラムへの参加が困難な者を優先する。

尚、本奨学金の支給を条件として交換留学プログラムに申請することも可能。

【令和 8 年度 JASSO 海外留学奨学金（協定派遣）奨学生および交換留学派遣者選考の流れ】

期間		事項
始	終	
2026 年 2 月 24 日	2026 年 3 月 24 日	JASSO 奨学金 1 次募集受付
3 月下旬	4 月上旬～下旬	JASSO 奨学金受給者選考
3 月下旬	4 月中旬	2026 年秋派遣者選考
9 月上旬	9 月中旬	JASSO 奨学金 2 次募集受付（※）
9 月下旬		JASSO 奨学金受給者選考（※）
9 月下旬	10 月上旬	2027 年春派遣者選考

※1 次募集の申込状況により 2 次募集の実施がない場合があります

2 支給額

派遣先大学の所在する地域区分により、派遣先にてプログラム開始日より終了日までの日数に対し以下の金額を月額支給する（オンライン授業への参加など渡航を伴わない場合は支給不可）。また、一定の経済条件を満たす者には別途渡航支援金を支給（※）する。

JASSO 奨学金の渡航支援金と名古屋市立大学後援会による渡航費補助は併用不可。

地域区分	奨学金月額	対象となる国・地域・都市
B	11 万円	オーストラリア、韓国（ソウル）
C	9 万円	フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、 中国、韓国、台湾、タイ
D	8 万円	マレーシア、ベトナム

※

一定

の条件を満たす者には上記奨学金に加え、渡航支援金を支給する

〈条件〉

- ①一定の家計基準を満たしている者 16 万円
- | | |
|----------------|-------------------------|
| 給与所得のみの世帯 | 年間収入金額（税込）が 300 万円以下 |
| 給与所得以外の所得を含む世帯 | 年間所得金額（必要経費控除後）200 万円以下 |

②一定の派遣期間（奨学金支給回数6回以上）を満たす者 1万円

3 募集対象者

2026年4月1日から2027年3月31日までの間に開始される、本学の指定する協定校への交換留学プログラムに参加する学部生または大学院生であり、以下の応募要件を全て満たす者。

〔応募要件〕

- ・日本国籍を有している者又は日本への永住権が許可されていること
- ・原則、前年度の成績評価係数が2.30以上であること（GPAとは異なる。計算方法は申込書内「⑤成績」欄を参照）
- ・英語能力がTOEIC(L&R)550点以上、もしくはTOEFL iBT42点以上、IELTS (Academic Module)5.0以上、あるいはそれと同等程度以上であること
- ・日本学生支援機構の給付型奨学金を受けていないこと、受けている場合は留学期間中の給付を停止していること。
- ・日本学生支援機構以外の、留学プログラム参加のために支給される各種奨学金受給者で、その月額が本制度による奨学金月額を超えないこと。
- ・プログラム終了後、本学に戻り学業を継続し、学位を取得する又は卒業すること

4 選考について

必要書類を指定された期日までに国際交流センターに提出し、応募者の中より日本学生支援機構の奨学金枠を踏まえ2026年度11名を目処に奨学金支給対象者を選考、決定する。選考においては提出書類を踏まえ以下の項目を評価する。

- ・経済的理由により自己負担のみでの留学プログラムへの参加が困難であると認められること（概ね学生の家庭の所得状況による）。
- ・ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、中国、台湾、韓国が派遣先の場合、派遣先の公用語を渡航の時点で1年以上履修しているまたは、該当言語の検定試験資格を有するものが優先される。
- ・派遣先の大学と本学との交流の継続的拡大・多様化に資すること。（交換留学に参加する学部・研究科や派遣先大学など）。
- ・外国語習得において①または②の成果が見込めること。
 - ① 日本語と英語+1の3カ国語に堪能な人材になる。
 - ② 海外での大学院進学も視野に入れた高い英語力を習得する。

※奨学金の受給ができない場合にプログラム参加を辞退するという条件付きで応募する場合、予めその旨申込書にて申し出てください。

5 支給対象者の義務

- ・派遣前、本学の求める確認書に署名すること
- ・往復フライトスケジュールは国際交流センターと相談すること。(留学先における授業スケジュールに則り設定する。)
- ・派遣期間中、メールにて毎月の在籍確認の連絡を国際交流センターに対して行うこと。
- ・日本学生支援機構のアンケート、留学前レポート、留学後レポートを提出し、本学が求める報告を行うこと。

- ・プログラム終了後、本学の交換留学プログラムのPR活動に協力すること

6 支給までの流れ

- ① 書面審査による海外留学支援制度(派遣)奨学生の決定
- ② 面接による交換留学プログラム参加者の決定
- ③ 事前講義の受講および本学の奨学金受給者説明会への参加
- ④ 渡航
- ⑤ 毎月の在籍確認
- ⑥ 毎月の奨学金支給

7 提出書類

- ◇2026年1月1日以降に発行された世帯全員分の住民票の写し
- ◇主たる家計維持者及び従たる家計維持者が給与所得者の場合は、所得者全員の令和7年分の源泉徴収票の写し、給与所得以外の所得のある世帯(事業所得者など)については、令和7年分の確定申告書の写し。
- ◇TOEIC(L&R)Testスコアシート(公式スコア) **等英語能力について証明する書類**の写し
- ◇英語以外の語学の検定試験結果がある場合その写し
- ◇学務情報システムより印刷した成績通知書
- ◇日本学生支援機構以外の、留学プログラム参加のための支給される各種奨学金を受給する者は、その受給金額を示した書類と奨学金の内容がわかるもの

8 提出期日および提出先(1次募集)

提出期日：2026年3月24日(火)**17時**

提出先：滝子(山の畑)キャンパス 3号館1階 国際交流センター

※メール提出不可

9 以下に該当する場合、奨学金支給の中止または返還を求めることがある。

- ・提出書類に虚偽の記載がある場合
- ・派遣時の確認書に違反した場合
- ・所定の学習成果が見込めないと判断された場合